

# バラ園維持管理業務公募 (フ・ロ・ホ・ーザ・ル方式) に関する実施要領

## 第1条 事業に関する事項

### 1. 件名

バラ園維持管理業務

### 2. 概要

本市では、昭和41年(1966年)に市制施行30周年を記念して市の花を公募し、その中から市内に多く咲き、市民に広く親しまれている「バラ」を選定した。その「バラ」をPRするべく、計4か所のバラ園を開設し、運営している。

各バラ園は、彩りのある景観を提供するとともに、来園者にとって憩いと安らぎの場となっているものの、開園当初の開花の勢いが感じられなくなっている園もあり、その魅力と知名度の向上によるさらなる来園者の促進が必要とされる。

各バラ園の主な特色は以下のとおり。

#### 【豊島公園】

昭和60年(1985年)開園。

豊中市で初めて作られたバラ園で、園の中央には噴水があり、その周りを取り囲むようにバラが植えられている。プリンセスミチコやクイーンエリザベスなど有名人の名前を持った品種のほか、様々なバラの花を楽しむことができる。

#### 【ニノ切池公園】

昭和62年(1987年)開園(令和4年(2022年)リニューアル)。

中央に「黄金のローズアーチ」を配置し、その両側に様々なバラと宿根草を織り交ぜて植えている。また、米国サンマテオ市との姉妹都市提携50周年記念のクライスラーインペリアルやピースが植えられ、同市との友好親善の絆の象徴にもなっている。

#### 【清谷池公園】

昭和63年(1988年)開園。

閑静な住宅地の中にあり、落ち着いたたたずまいのヨーロッパを思わせる整形式の庭園となっている。四季咲きの大輪の種のピースをはじめ、中輪咲種のピースキーパーや、つるバラなどが植えられており、ゆっくりとした空間で楽しむことができる。

#### 【ふれあい緑地】

平成12年(2000年)開園。

オールドローズやイングリッシュローズを多く取り入れるとともに、ローズマリーなどのハーブも併せて植えてあり、開花の時期には花の香りに包まれ癒しの空間として親しまれている。

※各バラ園の紹介は、市HP(トップページ⇒施設案内⇒公園⇒バラ園)を参照

### 3. 業務目的

本業務は、より多くの市民が市の花であるバラに親しみを持って観賞してもらえるよう、豊島公園・二ノ切池公園・清谷池公園・ふれあい緑地のバラ園を常に良好な状態で市民に提供するためのより効率的かつ効果的な維持管理を行うとともに、バラ園の魅力向上による来園者促進を目的とするものである。

### 4. 業務内容

別添、バラ園維持管理業務仕様書のとおり

### 5. 業務期間

令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

### 6. 委託料の上限

金14,922,000円

※上記の金額には消費税及び地方消費税を含みません。

## 第2条 応募に関する事項

### 1. 参加資格

本市が指名する下記のすべての条件を満たす者。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) プロポーザル参加表明書の提出日において、豊中市入札参加資格を有し、「植物保護管理」を希望業種の優先順位第1位もしくは第2位とした本市に在所する者であること。
- (3) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生

手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 労働関係法令に違反し、官公署から摘発又は勧告を受けていないこと。

## 2. 日程（いずれも、令和6年(2024年)）

（表1）バラ園維持管理業務プロポーザル日程

項目	日程
実施要領等の公表	2月20日（火）
質問事項の締切	2月27日（火） 15時必着
質問事項への回答（市HPに公表）	3月1日（金）
企画提案書の提出期限	3月11日（月） 15時必着
第一次審査結果の通知	3月12日（火）
第二次審査（プレゼンテーション）	3月15日（金）
第二次審査結果の通知	3月19日（火）
委託契約の締結	3月27日（水）

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知します。

## 3. 応募方法

### (1) 提出書類

以下(表2)の項目について提出していただきます。

（表2）バラ園維持管理業務プロポーザル応募提出書類

No	提出書類	留意事項	様式
1	プロポーザル参加 表明書	・提案者の代表者が自筆署名すること。代表者の自筆でない場合は代表者名の記名と代表者印を押印すること。	様式1
2	提案者の業務経歴 書	・提案者が、これまで令和元年度（2019年度）以降に本市又は本市以外の自治体等において同種（バラ園維持管	様式2

		理)の業務を請け負った実績について記載すること(元請けのみ。本市を優先して記載し、最大2業務までとする)。 ・本市以外で請け負った業務の場合は、記載案件ごとに実績が確認できる資料又は実績を証明し得る契約書を添付すること(複写可)	
3	業務実施体制調書	・本業務を受託した場合の体制について、担当者(業務責任者を含む){について、またその実施組織の体制を簡潔にフロー図にて記載すること。 (原則、受注後の業務責任者及び体制の変更はできません)。	様式3
4	専門技術力	・担当者が有するバラ園維持管理業務に関連する個人の資格(バラ、造園、植物管理関係、など)について記載すること。 ・資格証明書の写しを添付すること。	様式4
5	企画提案書	・(2)に記載	
6	見積書	・見積り額を記載すること(消費税含まない)。 ・見積書には代表者の自署、もしくは代表社印を押印。	様式5
7	公募開始日から過去3年以内の処分歴等の有無	・該当の有無を記入すること。 ・入札参加停止又は除外措置を受けた場合は、その内容と期間及び終期がわかる書類の写し、契約解除を受けた場合は、契約解除通知書の写し、書面による警告を受けた場合は、その書面の写しを添付すること。	様式6
8	団体の概要書(企業概要など)	・連絡先(担当者氏名、電話番号、FAX番号、E-mailアドレス)は必ず記載すること。	様式指定なし (A4)

(2) 提案事項

ア. 以下(表3)の項目について提案していただきます。

(表3) バラ園維持管理業務プロポーザル提案項目

No	提案項目		提案を求める内容等
1	バラ園の魅力向上に向けた維持管理業務	各バラ園の管理方針(目標)	本書P1「第1条 事業に関する事項 2.概要」に記載した各バラ園の特色に合った管理方針(目標)を提案してください。
2		各バラ園の年間計画・具体的な管理方法	バラ園維持管理業務仕様書(案)P10(表3)・(表4)、P11各バラ園の見取り図等を参考に、4か所のバラ園毎にバラ等の育成に係る作業内容・回数・時期等を明確に記載した年間計画の提案をしてください。その根拠についても簡潔かつ明瞭にご提示ください。

3	広報・啓発業務	バラ園の認知度向上及び来園促進が期待できる広報・啓発手法について提案してください。
4	その他（任意）	仕様書以外での、バラ園の活性化や魅力向上に繋がる提案があればご提示ください。

イ. 本業務の目的を理解し、その趣旨に沿った内容の提案をしてください。

ウ. 企画提案書については、応募者名を伏せてください。

エ. 詳細は、別紙、バラ園維持管理業務仕様書（案）を参照すること。

オ. 使用する用紙のサイズは、基本的にA4サイズ（縦向き、横書きを原則）とする。  
また、必要に応じてA3サイズの使用も可とする。その際は、A3サイズ1ページにつきA4サイズ2ページとして換算する。

カ. すべて片面カラー印刷を基本とする（白黒印刷でも可）。

キ. 提案事項についてのページ数（表紙含めて、合計でA4サイズ13ページ以内）

（ア）表紙：A4サイズ1ページ

（イ）各バラ園の管理方針（目標）の設定について：合計A4サイズ2ページ以内（豊島公園、ニノ切池公園、清谷池公園、ふれあい緑地それぞれについて記載）

（ウ）具体的な管理方法（バラ園維持管理年間計画）：4か所それぞれについてA4サイズ8ページ以内

（エ）広報・啓発について：A4サイズ1ページ以内

（オ）その他仕様書以外の提案がある場合：A4サイズ1ページ以内

※ 各バラ園の見学を希望される場合は、令和6年（2024年）2月29日（木）までにお申し出ください（要調整）。

(3) 提出部数

正本1部、副本7部（副本は、正本の複写可）

提出するにあたり、「第2条 応募に関する事項 3. 応募方法（1）提出書類（表2）」に記載した番号の順にフラットファイルに綴り、提出書類に見出しのインデックスを付して提出してください。

(4) 提出期限

令和6年（2024年）3月11日（月）15時必着。

提出書類の分割提出は認めない。なお、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とします。

(5) 提出方法

持参（月～金曜日（祝日は除く）9時～17時15分、締切日は15時まで）、郵送又は宅配便のいずれかとする。郵送又は宅配便により提出する場合は、発送者による追跡が可能な方法で発送し、書類の到達を事務局にメールや電話で確認すること。

(6) 提出書類の取り扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しません。

- (7) 提出先  
後述

#### 4. 質疑応答

質問がある場合は、「質問書」(様式7)をメールで事務局あてに提出すること。

(提出期限：令和6年(2024年)2月27日(火)15時必着)

なお、提出されたすべての質問の回答は、令和6年(2024年)3月1日(金)に本市のホームページに掲載し、個別には回答いたしません。また、電話での質問は受け付けません。

### 第3条 審査に関する事項

#### 1. 選定方法

##### (1) 審査方法

- ア. 市職員で構成する審査委員会を設置し、審査します。
- イ. 審査は二段階で行い、第一次審査は書類審査、第二次審査はプレゼンテーション審査とします。
- ウ. 第一次審査は、事務局が企画提案書の内容から業務実績・体制、経済性、処分歴を基に順位を決定します。ただし、提案者が6者未満の場合は第一次審査を行いません。
- エ. 第二次審査は、第一次審査の上位5者を対象に行います。市が定める審査員が企画提案書等およびプレゼンテーションの内容を審査して採点し、全審査員の合計点数が最も高い提案者を第一優先交渉権者に選定します。
- オ. ただし、合計点数の最も高い提案者が2者以上あった場合は、当該提案者の中から審査員の協議によって、第一優先交渉権者を選定します。また、合計点数が満点の50%以上満たす提案者がいない場合は、第一優先交渉権者を選定せず、別途、再審査あるいは再募集を行うものとします。
- カ. 第二次審査(プレゼンテーション)の日程等は以下のとおり

(表4) バラ園維持管理業務プロポーザル第二次審査について

日 時	3月15日(金) ※時間・場所等の詳細は、提案者に別途連絡します。
発表時間	30分(各提案者につき20分以内のプレゼンテーションの後、質疑・応答とします)
機材等	プレゼンテーションでパソコン(パワーポイント等)等を使用する場合に必要な機材は、基本的に提案者で用意すること。市は大型モニター(55型)及びPCとモニターを接続するケーブル(PC側はHDMI端子)、電源を用意します(但し、動作の保証はできません)。また、インターネット回線が必要な場合は提案者にて用意すること。なお、企画提案書と同一の資料をもって説明してください。
プレゼンテーション	本業務に携わる管理者又は主担当者となります。

を行う者	
その他	当日の出席者は1提案者あたり3名以内（プレゼンテーションを行うものを含む）とし、提案内容の質疑に回答でき、本業務を担当するものとします。

(2) 審査項目

(表5) バラ園維持管理業務プロポーザル審査項目及び評価

審査項目	評価点	評価内容	
①業務実績・体制	10点	提案者の業務実績や業務体制について	
②経済性	10点	業務見積もりについて	
③企画力・実効性	合計 80点	10点	各バラ園の特色に合った管理方針（目標）の設定となっているか
		10点	豊島公園バラ園の維持管理にかかる年間計画は管理方針（目標）を踏まえて効果的かつ実効性のある内容となっているか
		10点	ニノ切池公園バラ園の維持管理にかかる年間計画は管理方針（目標）を踏まえて効果的かつ実効性のある内容となっているか
		10点	清谷池公園バラ園の維持管理にかかる年間計画は管理方針（目標）を踏まえて効果的かつ実効性のある内容となっているか
		10点	ふれあい緑地バラ園の維持管理にかかる年間計画は管理方針（目標）を踏まえて効果的かつ実効性のある内容となっているか
		15点	年間計画の日常管理（側蕾摘み、芽かき、咲きながら、シュート、ブラインド処理）は、効果的な回数になっているか
		10点	広報・啓発業務について、バラ園の認知度向上及び来園促進が期待できる効果的な手法となっているか
		5点	仕様書以外での、バラ園の活性化や魅力向上に繋がる効果的な提案がされているか
④処分歴	内容に応じて減点	処分歴等について	

(3) 審査結果について

審査の結果については3月19日(火)に、メールにて通知します。なお、本市と仕様並びに価格等を協議の上、本市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定することになるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではありません。

(4) 審査結果の公表

最終審査結果については、市HP等にて公表します。

## 2. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 本案件期間中に、本書第2条 応募に関する事項 1. 参加資格 で規定する条件を満たさなくなったとき。
- (2) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に抵触を求めたとき。
- (3) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- (4) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- (5) 委託限度額を超える提案を行ったとき。
- (6) 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠くとき。
- (7) 提案書類において虚偽の記載があったとき。
- (8) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がないとき。
- (9) 一団体に複数の提案をしたとき。
- (10) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (11) 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- (12) 法令並びに本市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき。
- (13) 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (14) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格と認めたとき。

## 第4条 契約及びその他留意事項

### 1. 契約の締結

- (1) 第一優先交渉権者の選考後、提案書の内容に基づき、本市と協議の上、業務内容を確認し、令和6年(2024年)3月27日(水)の締結を目途に、本市と契約手続きを行います。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約をすることがあります。
- (2) 契約内容及び仕様、契約金額については、採択された提案をもとに、本市と詳細を協議するものとします。また、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがあります。
- (3) 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行っていただきます。

## 2. 契約の考え方

- (1) 各バラ園維持管理については、提案を基に本市と協議し確定した仕様書に記載する作業内容などを基本に、バラ園利用者に快適な利用空間の提供と質の高い景観の提供を行うための臨機な対応が必要とされることから、実施回数など量的な成果による変更契約は、原則行わず、要望や苦情の状況から質的な成果を求めるものです。

## 3. リスク分担

- (1) 本事業にかかるリスク分担は、下記のとおりとする。

(表6)バラ園維持管理業務プロポーザル契約時におけるリスク分担

リスクの種類	リスクの内容	豊中市	事業者
事業者選定資料リスク	事業者選定資料の誤り又は内容変更に関するもの	○	
応募リスク	応募費用及び応募図書作成等に関するもの		○
	応募図書の取扱いに関するもの	○	
資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの		○
法制度リスク	法制度の新設・変更に関するもの		○
環境リスク	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの		○
不履行リスク	事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
	事業者の責めにより業務不履行となり契約解除に至った場合		○
不可抗力リスク	地震、火災、風水害、疫病、盗難、その他本市の責に帰すことの出来ない事由によって事業者が被った災害		○
金利リスク	金利の変動		○
物価リスク	物価の変動		○
事業の中止・延期リスク	本市の責任による遅延・中止	○	
	事業者の責任による遅延・中止		○
調査リスク	事前調査の間違い・漏れによる損害		○
施工監理リスク	事業者の施工監理に関するもの		○
性能リスク	事業者の施工不良によるもの		○
施設損害リスク	事業者の責めにより発生した公園施設及び第三者の施設の損害		○
利用者等トラブルリスク	事業者の施工にかかる公園利用者及び第三者とのトラブル		○

#### 4. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出、プレゼンテーションに関する費用等）は応募者の負担とします。
- (2) 提出書類等の著作権は提案者に属しますが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合があります。
- (3) 提出書類等は、提案者の技術的ノウハウを含む機密に係る事項（個人情報含む）を除いては、情報の公開を行う場合があります。
- (4) 提出された書類の返却、訂正、追加、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じません。
- (5) 提出書類に記載された担当者等は、本市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできません。
- (6) 本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに下記事務局まで連絡するとともに、文書（様式は任意）で通知すること。
- (7) 審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けません。また、質問事項の締切以降、業務に係る質問は受け付けません。

#### 第5条 応募書類の提出先

##### 1. 提出先

〒560-0022

大阪府豊中市北桜塚1丁目3番1号

（事務局）豊中市環境部公園みどり推進課

TEL 06-6843-4141

FAX 06-6845-5813

E-mail kouen@city.toyonaka.osaka.jp